

## 住居確保給付金受給中の求職活動について

令和5年4月版

住居確保給付金受給中の求職活動にかかる要件は以下のとおりです。

以下の活動を行っていない場合や、活動を行っていても中野くらしサポートへ報告がない場合は、支給中止となる場合や延長申請ができませんので、内容をよくお読みいただき、必要とされる求職活動を行ってください。

### 【求職活動等の要件について】

#### 【1】 離職・廃業・休業(被雇用者)された方(当初・延長・再延長中の方)

求職活動内容等	提出書類等
①月に2回以上のハローワーク等における職業相談等を受けてください。 ※当面の間、電話による相談も可とします。その場合、相談を行った担当者名を聞き取り、職業相談確認票に記入してください。	(参考様式6) 職業相談確認票
②週に1回以上の企業等への応募・面接を実施して下さい。 →常用就職を目指す就職活動をしてください。 ※常用就職とは、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6ヶ月以上の労働契約による就職をいいます。	(参考様式7) 常用就職活動状況報告書
③原則、月に4回以上「中野くらしサポート」と相談をしてください。 →ただし、当面の間、 <u>最低月1回は中野区役所へお越しいた</u> だき、 <u>対面で面談</u> をすることを必須とし、残りの3回は任意とします。	毎月の面談時に、上記2点の書類を提出していただきます。面談日程は、支給決定時にお電話にて連絡いたします。

#### 【2】 休業等をされた自営業者の方で経営改善を目指す方

(当初・延長中の方(1ヶ月から6ヶ月目の方))

求職活動内容等	提出書類等
①原則、 <u>月に1回</u> 経営相談先での経営相談をしてください。	(参考様式10)(写し)
②月に1回以上自立に向けた活動計画(参考様式10)に沿った給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組をしてください。	自立に向けた活動計画 (参考様式11) 自立に向けた活動状況報告書
③原則、月に4回以上「中野くらしサポート」と相談をしてください。 →ただし、当面の間、 <u>最低月1回は中野区役所へお越しいた</u> だき、 <u>対面で面談</u> をすることを必須とし、残りの3回は任意とします。	毎月の面談時に上記2点の書類を提出していただきます。面談日程は、支給決定時にお電話にて連絡いたします。


### 【3】休業等をされた自営業者の方で経営改善を目指す方

(再延長中の方(7ヶ月から9ヶ月目の方))

1頁の【1】 離職・廃業・休業(被雇用者)された方(当初・延長・再延長中の方)と同じになります。

→自営業者の方でも、再延長申請をされる方は、ハローワーク等への求職申込みや、ハローワーク等での職業相談、企業への就職活動が必要になります。

#### 【書類の提出先及び提出期限等】

提出先	<p>〒164-8501 中野区中野4-8-1 中野区役所2階16番窓口  「中野くらしサポート」月～金 8:30～17:00(相談の受付は16:30まで)  ☎03-3228-8950</p> <p><u>※来所の際は電話や予約受付サイトから事前予約ができます。(事前予約優先)</u></p> <div style="text-align: right;">   中野くらしサポート  くらしの相談予約受付サイト  <small>※試行運用のため、アドレスは変更する場合があります</small> </div>
提出方法	原則窓口(中野くらしサポートとの面談時に提出)
提出期限	<p>【初回提出】支給決定通知書の下段に記載  【初回以後の提出】毎月15日まで(土日祝日の場合は、直前の平日まで)  &lt;例&gt;7月に申請し、8月10日支給決定で、支給期間が7～9月(8～10月家賃相当分)の場合、1回目は9月10日まで(8月分報告)、2回目は10月15日まで(9月分報告)に提出してください。</p> <p><u>※提出が確認できない場合は、支給中止となる場合や延長申請ができなくなる場合があります。</u></p>